

令和3年神審第48号

裁 決

引船A被引はしけBのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年12月26日06時55分

兵庫県明石港西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	引船A	はしけB
総トン数	19.91トン		
全長	43.500メートル		
登録長	11.90メートル		
機関の種類	ディーゼル機関		

出 力 316キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体船首側に操舵室を配し、同室の前部中央にレーダー、GPSプロッター、主機遠隔操縦装置及び舵輪をそれぞれ備えた鋼製引船で、a受審人が1人で乗り組み、船首0.8メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、回航の目的で、作業員1人を乗せ、空倉のまま、船首尾0.7メートルの等喫水となった非自航の鋼製はしけB（以下「はしけ」という。）を引き、Aの船尾からはしけの後端までの距離が103.5メートルとなったA引船列を構成し、令和2年12月26日01時30分阪神港大阪区を発し、明石港西方沖合を經由する予定で、兵庫県東播磨港に向かった。

ところで、明石港西方沖合には、江井ヶ島港西防波堤灯台（以下「江井ヶ島灯台」という。）から130.5度（真方位、以下同じ。）2.52海里、153.5度2.04海里、205度1.63海里、190.5度650メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、兵庫県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第7号と称する漁場区域（以下「7号区域」という。）が設定され、同区域の周囲にいずれも光達距離5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯41基が設置されており、毎年9月10日から翌年5月15日までの間、同区域にのり養殖施設が敷設されていた。

a受審人は、GPSプロッター及び6海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させて、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たって阪神港大阪区西方沖合を西行し、06時10分少し前江井ヶ島灯台から115度6.52海里的地点で、針路を283度に定めて自動操舵とし、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、06時28分江井ヶ島灯台から120.5度4.47海里の地点に達したとき、自動操舵のまま針路を、7号区域の最南端に設置された簡易標識灯を右舷方に約300メートル離して航行する275度に転じ、折からの潮流によって右方に4度圧流されながら続航した。

転針したとき、a 受審人は、周囲に他船を見掛けなくなったことから、気が緩んで眠気を催し、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって手動操舵によって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、椅子に腰掛けた姿勢のまま進行した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢のまま操船を続けるうちにいつしか居眠りに陥り、7号区域に向かって続航したまま、06時52分半同区域に進入し、06時55分江井ヶ島灯台から157度1.91海里の地点において、A引船列は、原針路、原速力のまま、7号区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力1の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好で、発生地点付近には、西北西方に流れる強い潮流があった。

その結果、A引船列に損傷はなかったが、のり養殖施設は、のり網及びロープに破損等を生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件のり養殖施設損傷は、夜間、東播磨港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、7号区域に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、東播磨港に向けて椅子に腰掛けた姿勢で自動操舵により航行中、周囲に他船を見掛けなくなったことから、気が緩んで眠気を催した場合、椅子に腰掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって手動操舵によって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢のまま操船を続けるうちにいつしか居眠りに陥り、7号区域に向かって進行し、同区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月13日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広